

I 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和4年度	人 16,038	千円 9,135,833	千円 645,533	千円 1,030,142	% 11.3	% 12.3

(注)人件費には、特別職に支給される給与・報酬等が含まれる。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

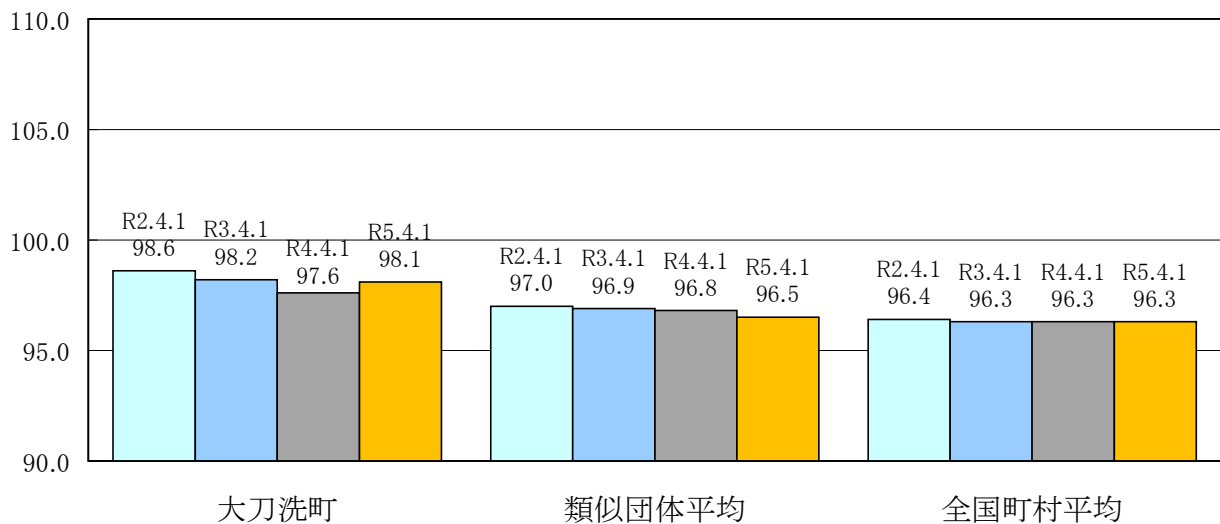
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 84	千円 316,798	千円 60,231	千円 122,737	千円 499,766	千円 5,950	千円 5,664

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

給料表の改定実施時期	実施内容
平成28年4月1日	国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げを実施。また激変緩和のため、5年間(令和3年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準では不支給地域であるため、大刀洗町においても不支給。

(参考)

	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
国基準による支給割合	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給
大刀洗町の支給割合	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大刀洗町	40.6 歳	303,980 円	358,912 円	326,830 円
福岡県	41.8 歳	317,060 円	407,996 円	357,005 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.9 歳	306,346 円	364,711 円	335,794 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	大刀洗町	福岡県	国
一般行政職 大学卒	185,200 円	191,400 円	185,200 円
高校卒	158,900 円	158,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

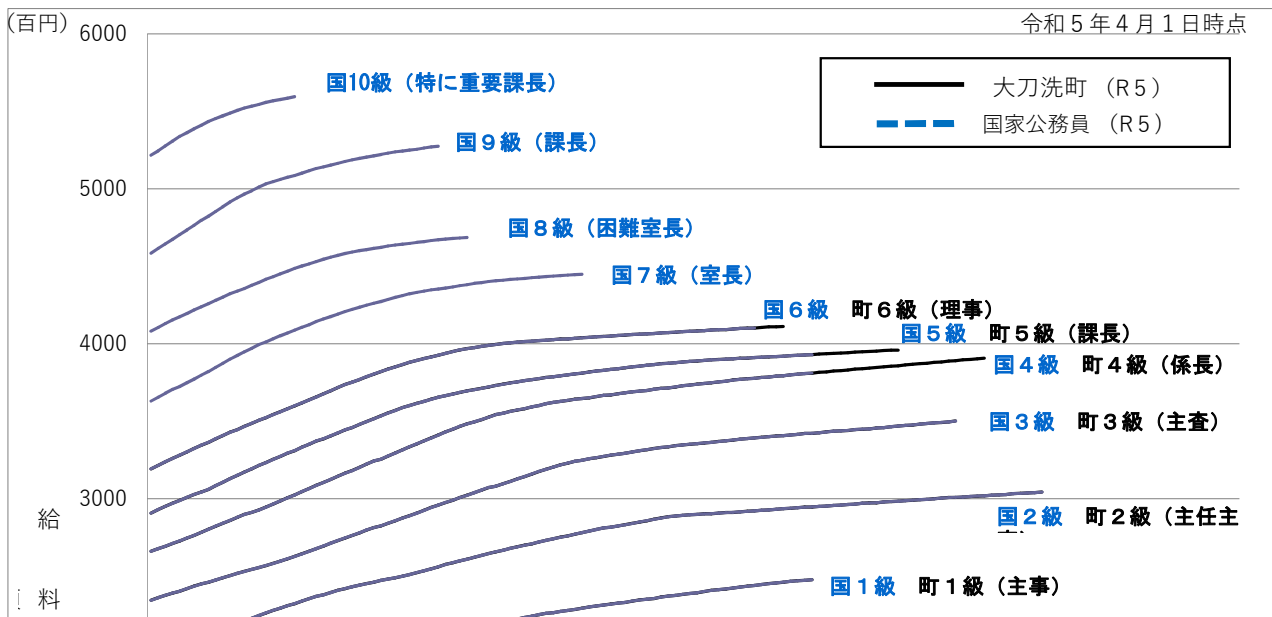
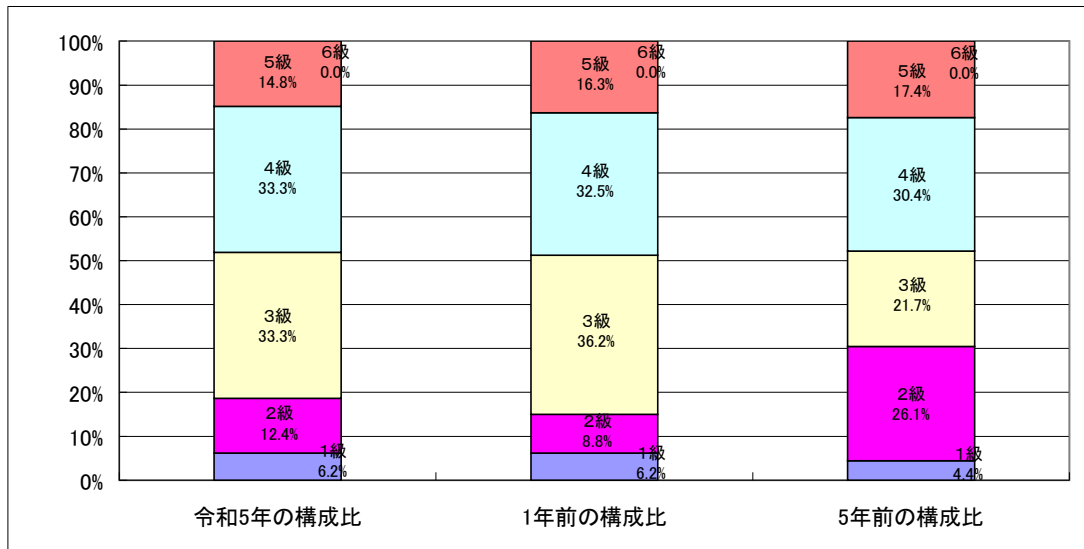
区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職 大学卒	278,200 円	355,800 円	378,300 円	393,200 円
高校卒	257,000 円	366,900 円	374,600 円	388,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

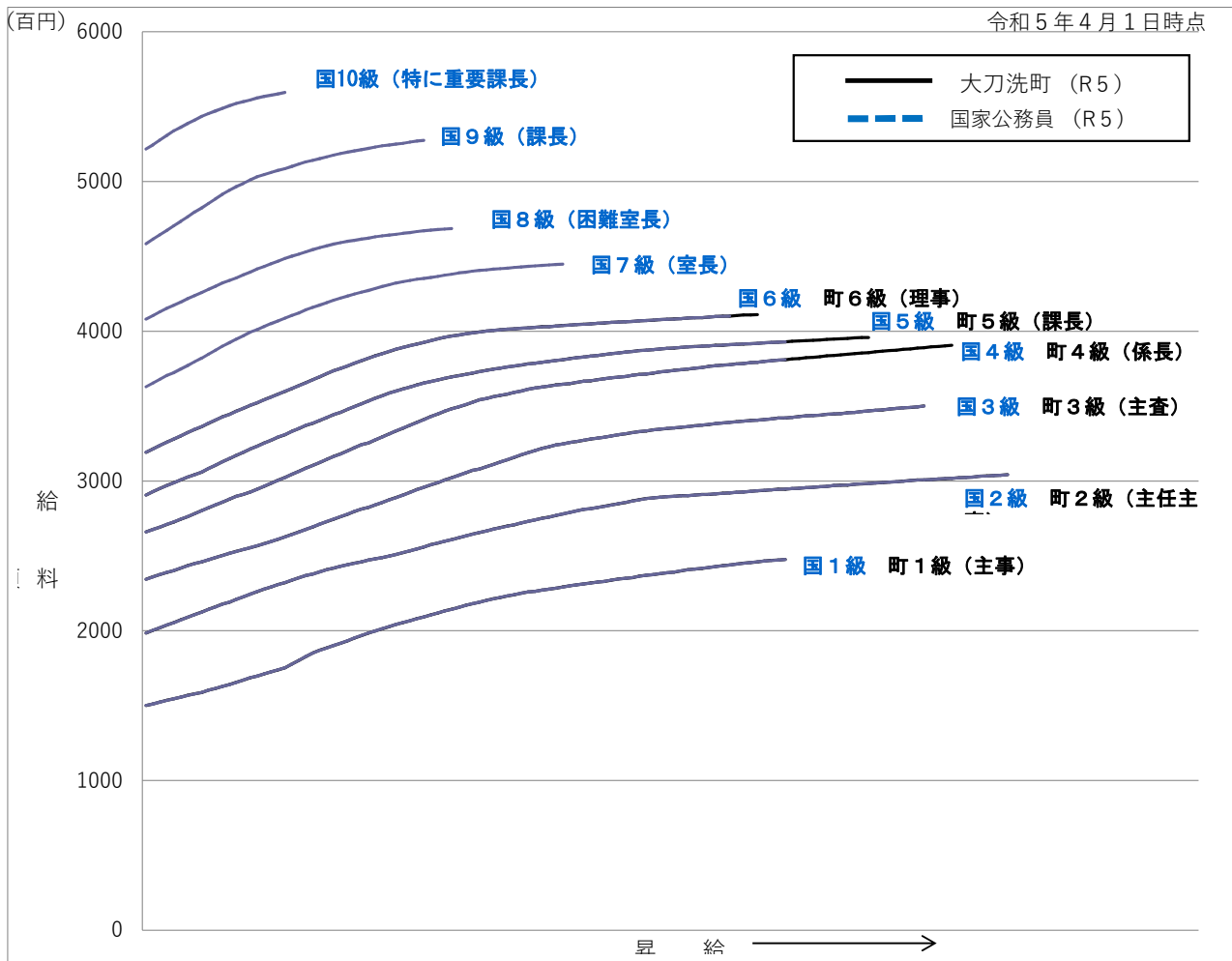
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	理事の職務	0 人	0.0 %	319,200 円	411,200 円
5 級	課長及び企画監の職務	12 人	14.8 %	290,700 円	396,000 円
4 級	係長及び主任主査の職務	27 人	33.3 %	266,000 円	390,600 円
3 級	主査の職務	27 人	33.3 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主任主事の職務	10 人	12.4 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事の職務	5 人	6.2 %	150,100 円	247,600 円

(注) 1 大刀洗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(大刀洗町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大刀洗町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,462 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,592 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(大刀洗町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

大刀洗町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,163 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			164 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			164 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区(内閣府)	20.00 %	0 人	20.00 %
福岡市(県庁)	5.40 %	1 人	10.00 %
大刀洗町	0.00 %	0 人	0.00 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			98.1 (98.1)

(注)地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	従事した職員	防疫作業等	0 円	日額 1,000 円
災害出動手当	従事した職員	災害活動等	0 円	日額 500 円
火災出動手当	従事した職員	消火活動等	0 円	日額 500 円
行旅病者死体処理手当	従事した職員	遺体処理等	0 円	1 件 1,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	29,718 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	376 千円
支給実績(令和3年度決算)	30,147 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	387 千円

(注)職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者・・・6,500円 子・・・10,000円 父母等・・・6,500円 16～22歳の扶養親族・・・5,000円加算	同		8,736 千円	229,895 円
住居手当	借家・借間の支給限度額・・・28,000円	同		9,087 千円	275,364 円
通勤手当	交通機関等利用者・・・運賃相当額 (ただし、限度額55,000円) 交通用具使用者・・・2,000円～31,600円	同		5,229 千円	67,038 円
管理職手当	総務課長・・・50,000円 理事、他の課長、事務局長、企画監・・・41,000円	同		7,147 千円	476,467 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	793,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 880,000 円/ 492,000 円	
	副 町 長	617,000 円	710,000 円/ 468,000 円	
報 酬	議 長	341,000 円	420,000 円/ 268,000 円	
	副 議 長	271,000 円	360,000 円/ 180,000 円	
	議 員	241,000 円	345,000 円/ 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
	副 町 長	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 793,000円×(510/100)×4	(1期の手当額) 16,177,200 円	(支給時期) 任期満了後
	副 町 長	617,000円×(300/100)×4	7,404,000 円	任期満了後
	備 考	福岡県市町村職員退職手当組合条例による。		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

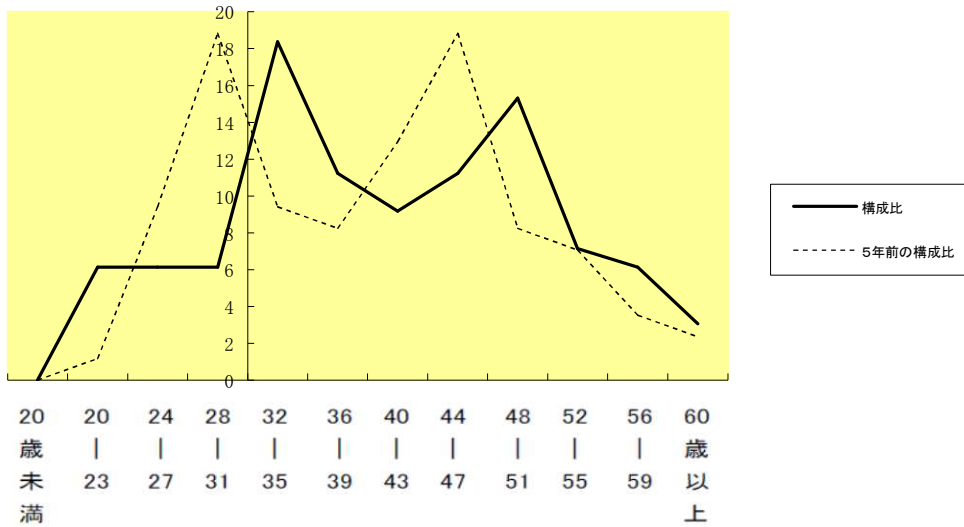
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	休業職員対応に伴う増
		総務	28	30	2	
		税務	7	7	0	
		農林水産	8	8	0	
		商工	0	0	0	
		土木	9	9	0	
		民生	10	13	3	
		衛生	8	7	△1	
		計	71	75	4	
	教育部門	13	12	△1	定年退職に伴う減	
小 計	84	87	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.54 人)		
公 営 企 業 部 門 等	下水道	3	3	0	福岡県後期高齢者医療広域連合派遣に伴う増	
	その他	7	8	1		
	小 計	10	11	1		
合 計		94	98	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.10 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	6人	6人	18人	11人	9人	11人	15人	7人	6人	3人	98人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	62	63	68	70	71	75	13 (21.0 %)
教育	12	12	12	14	13	12	0 (0.0 %)
普通会計	74	75	80	84	84	87	13 (17.6 %)
公営企業等会計	9	10	9	9	10	11	2 (22.2 %)
総合計	83	85	89	93	94	98	15 (18.1 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

II 勤務時間・その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

2 その他の勤務条件

休暇制度

休暇の種類	事由	取得期間	
年次有給休暇	一年ごとにおける休暇	20日(前年に未使用日数がある場合、最大20日を繰越)	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を必要とする場合	結核性疾患 最大1年 その他の疾患 最大90日	
特別休暇	公民権行使	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認められる期間
	官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄等ドナー	骨髄又は末梢血幹細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間
	結婚休暇	職員が結婚する場合	結婚の日の5日前の日から結婚の日後6月を経過する日までの期間における連続する5日の範囲内の期間
	不妊治療休暇	職員が不妊治療をする場合	一年において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
	産前休暇	産前の場合	8週間(多胎妊娠14週間)以内に産する予定である職員が産の日までに申し出た期間
	産後休暇	産後の場合	産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間	生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合	2日の範囲内で必要と認められる期間
	妻の出産	妻が産する場合	妻の産に係る入院等の日から当該産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
	育児参加	育児参加をする場合	妻の産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該産の日後1年を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間
	子の看護休暇	中学校就学未満の子の看護をする場合	一年において5日(子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等(要介護者)の短期の介護その他の世話をする場合	一年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
	忌引	親族が死亡した場合	親族に応じて連続する日数の範囲内の期間(例:父母の場合は7日)
	父母の追悼	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等の場合	7月から9月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
	現住居の滅失等	災害による現住居の滅失・損壊等の場合	7日の範囲内の期間
	出勤困難	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	退勤途上	災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	交通遮断・隔離	感染症予防法による交通遮断又は隔離の場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動に参加する場合	一年において5日の範囲内の期間	
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等(要介護者)の介護をする場合	要介護者の介護を必要とする状態が引き続いている間における通算6月まで(3回まで分割可)の期間内において必要と認められる期間	
介護時間	同上	要介護者の介護を必要とする状態が引き続いている間における連続する3年の期間内において必要と認められる期間(1日2時間まで)	

Ⅲ 職員研修の状況

地方公務員法において、職員には、勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、その研修は、任命権者が行うものとされています。

大刀洗町では、「地方公共団体は、研修の目的、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする」(地方公務員法第39条)の規定に従い「大刀洗町人材育成基本方針」「職員研修基本方針」を策定し、これに基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

職員研修の実施状況(令和4年度)

(単位:人)

研修区分	研修名	研修日数	参加人数
職場内研修	公務員倫理・服務	半日	3
	町内施設見学研修	半日	3
	人権同和研修	半日	138
	広報研修	半日	61
	情報セキュリティ研修	半日	28
	認知症サポーター養成講座	半日	53
	DX研修	半日	60
職場外研修	福岡県市町村職員研修所	1～4日	45

Ⅳ 職員の福祉の状況

1 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況や疾病を早期に発見するため、全職員を対象として定期健康診断を実施し、その結果に基づく保健指導を行っています。

職員健診の状況(令和4年度)

受診者数	83人	町費負担額	564千円
------	-----	-------	-------

2 職員の福利厚生

町では、地方公務員法第42条に定めのある職員の福利厚生について、大刀洗町職員互助会を設置し、職員の福祉の増進に関する事業を実施しています。

福利厚生事業の概要

給付事業	結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金等の給付事業
厚生事業	文化・体育事業、地域活動(環境美化)事業、予防接種費用助成事業、人間ドック費用助成事業

公費負担の状況(令和4年度)

区分	会員数	会員掛金総額	公費負担総額	公費負担割合
互助会	92人	1,716千円	454千円	20.9%